

東 庄 町

いじめ防止等のための基本方針



平成30年12月

東 庄 町

東庄町教育委員会

も く じ

はじめに	1
第 1 章 いじめ防止等のための基本	2
1 基本理念	2
2 いじめの定義	2
3 いじめの理解	2
4 いじめの解消	2
5 役割	3
第 2 章 重大事態の意義	3
1 重大事態とは	3
2 自殺等重大事態と不登校重大事態の共通の要件	4
3 自殺等重大事態の個別的要件	5
4 不登校重大事態の個別的要件	6
第 3 章 重大事態に該当するか否かの判断	7
1 判断主体	7
2 基準時	7
3 「認める」	7
4 「疑いがある」か否かの判断に関する留意事項	8
第 4 章 重大事態発生時の対処	8
1 重大事態発生時の報告	8
2 調査主体と組織	9
3 調査の実施	10
4 調査結果の提供及び報告	11
5 再調査及びその結果を踏まえた措置等	11
参考資料等	12

はじめに

子どもは星

東井義雄

どの子ども子どもは星
どの子ども子どもは星
みんなそれぞれがそれぞれの光をいただいて
まばたきしている
ぼくの光を見てくださいとまばたきしている
わたしの光も見てくださいとまばたきしている
光を見てやろう
まばたきに応えてやろう
光を見てももらえないと子どもの星は光を消す
まばたきをやめる
まばたきをやめてしまおうとしはじめている星はないか
光を消してしまおうとしはじめている星はないか
光を見てやろう
まばたきに応えてやろう
そして
天いっぱい子どもの星を
かがやかせよう

東井さんの詩のように、すべての子どもは、自らの光を発し、輝こうとしています。私たち大人は、その子どもたち一人一人をかけがえのない存在として子どもたちの発する光を見てやらなければなりません。

子どもたちから放たれている光は、か弱いものではないだろうか。助けを求めている光となっていないか。その光から、子どもの尊厳や人格、人権を侵害するような環境になっていないかなどを察知し、一人の人間として尊重される環境を築いていかなければなりません。

本冊子は、か弱い光や助けを求める光を発する一因として、“いじめ”を考え、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）の規定及び「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）に基づいて、『東庄町いじめ防止等のための基本方針』を定めます。

第1章 いじめ防止等のための基本

1 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

本方針で、いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという前提にたって、いじめをとらえなければならない。とくに嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するということを踏まえ、学級や部活動等の所属集団の中に、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにしていかなければならない。

また、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断しなくてはならない。

4 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断しなくてはならない。

- (1) 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が、少なくとも3か月を目安とする相当の期間継続して止んでいること。
- (2) 被害児童生徒本人及び保護者に対する面談等の確認の結果、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

5 役割

(1) 教育委員会の役割

- ① いじめ防止に関する基本方針を定める
- ② いじめ防止に必要な取り組みを行う
- ③ いじめ防止等に向けた情報発信を行う

(2) 学校の役割

- ① いじめに関する児童生徒の理解を深める
- ② いじめ防止に向けて児童生徒に対して啓もう活動を行う
- ③ いじめから児童生徒を守る
- ④ いじめ防止に向けて教職員が一丸となって取り組む
- ⑤ 校内いじめ防止基本方針の策定と見直しを行う

(3) 家庭の役割

- ① 保護者として、いじめを正しく認識して規範意識を育むように努める
- ② いじめ防止に向けて、学校と家庭で連携を図る

(4) 地域社会の役割

- ① 町全体でいじめから子どもを見守る
- ② いじめを見かけたら通報する

第2章 重大事態の意義

1 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（本方針では自殺等重大事態と呼ぶ。）及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（本方針では不登校重大事態と呼ぶ。）と定義されている。（いじめ法第28条第1項）

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」によって、以下のことを重大事態とする。

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとは、次の様なケースなどが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対策組織を作り、調査・報告を行う。

2 自殺等重大事態と不登校重大事態の共通の要件

(1) 重大被害の発生

重大事態となるためには、まず第一に、児童生徒に

- ・生命、心身又は財産に（対する）重大な被害（いじめ法第28条第1項第1号）
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態（同項第2号）

が生じている必要がある。本方針では、これらを「重大被害」と総称し、特に前者の結果を「生命等被害」、後者の結果を「不登校」と呼ぶ。

学校は児童生徒に重大被害が発生したときは、必ず重大事態に該当するか否かの判断を行わなければならない。

※ 重大被害については第2章の3で、不登校の意義については、第2章の4で、重大事態に該当するか否かの判断については第3章で、それぞれ説明する。

(2) 「いじめにより」

ア 意義

いじめ法第28条1項は、重大事態を「いじめにより」重大被害が発生した疑いがある事態と定義している。

「いじめにより」とは、「各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあること」（基本方針）すなわちいじめの実行行為^{※1}と重大被害との間に因果関係が存在することを求めるものである。

重大事態には、

- ・直接型－重大被害がいじめの実行行為により直接引き起こされるタイプ
- ・間接型－いじめの実行行為があった後に、その対象となった者がいじめを苦にするなどした結果として重大被害が発生するタイプ

があり、それぞれ因果関係の存否の判定方法が異なる。なお、不登校がいじめ

の実行行為により直接引き起こされることはないので、不登校重大事態はすべて間接型である。

※1 いじめの「事項行為」とは、一般人の感覚からして、行為の対象となった者の精神的苦痛を引き起こす性質の行為を指す。

イ 因果関係の存否の判断方法

①総論

因果関係の存否は、基本的には、「あれなくばこれなし」の関係、すなわちいじめの実行行為がなければ重大被害は発生しなかったとの関係が認められるか否かで判断する。

②直接型の場合

直接型は、いじめの実行行為により重大被害が直接引き起こされるものである以上、常に因果関係の存在を肯定できる。

③間接型の場合

間接型についても、基本的には、「あれなくばこれなし」の関係がある場合に因果関係の存在を肯定できる。ただし、複雑な因果経過をたどって結果が発生した場合における因果関係の存否の判断は、弁護士等の専門家の所見を踏まえて行う必要がある。

(3) 「疑いがある」

いじめ法第28条第1項は、重大事態を、いじめにより重大被害が発生した「疑いがある」事態と定義している。

したがって、いじめの実行行為と重大被害の発生との間に因果関係が存在することが疑われれば、因果関係の存在が明白でなくとも、この要件が満たされることになり、さらに、そもそもいじめの発生が疑いにすぎなくとも、いじめの発生が疑われ、かついじめにより重大被害が発生したと疑われるときは、この要件が満たされることになる。

なお、重大被害の発生は、学校の学校等にとって明白でなければならず、発生の疑いがあるというだけでは足りない点に注意を要する。

3 自殺等重大事態の個別的要件

(1) 重大被害

重大被害とは、「生命、心身又は財産に（対する）重大な被害」を指す。重大被害は、被害の内容から「生命被害」「身体被害」「財産被害」「精神被害」に分類することができるので、以下、それぞれの内容を示す。

(2) 生命被害

生命被害とは、「生命に（対する）重大な被害」すなわち死及び自殺未遂を指す。

直接型の生命被害－同級生を故意に殺害した場合が挙げられる。

間接型の生命被害－いじめを苦にして自殺した場合が挙げられる。

(3) 身体被害

身体被害とは、「身体に（対する）重大な被害」を指し、具体的には、おおむね30日以上に加療を要すると見込まれる重大な障害を目安とする。

直接型の身体被害－集団暴行により大けがを負わせた場合が挙げられる。

間接型の身体被害－いじめを苦にして自殺を試みた結果、一命を取り留めたものの、意識が戻らない状態が続いたり重い後遺症が残ったりした場合が挙げられる。

(4) 財産被害

財産被害とは、「財産に（対する）重大な被害」を指し、具体的には、財産に対する（金銭以外の財産である場合は金銭換算で）おおむね〇〇万以上の重大な損害（継続的ないじめの実行行為により財産的被害の累計がこの水準に達した場合を含む。）を目安とする。

直接型の財産被害－継続的な恐喝により累計で100万円の損害に至った場合が挙げられる。

間接型の財産被害－「しばしば仲間はずれにされている者が、仲間はずれにされないよう機嫌をとる目的で、要求はされてはいないが金銭を渡した。」などが挙げられる。

(5) 精神被害

精神被害とは、「精神に（対する）重大な被害」すなわち精神性疾患を指し、具体的には、いじめを苦にした結果、精神性疾患を新たに発症し、または、従前からの精神性疾患が一層悪化した場合が挙げられる。なお、精神性疾患の発症や悪化は、医師の診断に基づき診断する必要がある。

4 不登校重大事態の個別的要件

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態」における「相当の期間」の意義については、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を（目安）に達したときに、この要件が満たされることとなる。いじめをきっかけとする欠席が欠席期間の一部を

構成しているものの、不登校重大事態とは言えない例としては、以下のようなケースが考えられる。

例１：５月に学業の不振がきっかけで２７日欠席し、その後登校を再開したが、１２月になっていじめがあり、それがきっかけで３日欠席した。年間の欠席日数は３０日である。この場合、いじめにより欠席を余儀なくされた疑いがある日数は３日にとどまるため、不登校重大事態とは言えない（ただし、仮に本人又は保護者から、学校も見立てとは異なり、５月の欠席（２７日間）もいじめが原因であったとの申立てがあった場合は、重大事態となる。第２章の４参照。）。

例２：５月にいじめがあり、その直後に２０日欠席したが、登校を再開した。翌年２月に入り、進路に不安を抱え（本人及び保護者からの聴取による）３月末まで欠席した。年間の欠席日数は６０日である。この場合、２・３月の欠席といじめとの間に大きな時間的離隔が存在することや聴取内容から、いじめによる欠席は２０日と判断できるため、不登校重大事態とは言えない（ただし、仮に本人又は保護者から、２月以上の欠席もいじめが原因であったとの申立てがあった場合は、重大事態となる。第２章の４参照。）。

第３章 重大事態に該当するか否かの判断

１ 判断主体

いじめ法２８条１項の規定による調査（以下単に「調査」という）は、教育委員会又は学校（以下学校等という）が、重大事態に該当すると「認める」ときに行うものとされている。

したがって、重大事態に該当するか否かを判断するのは、学校等である。

２ 基準時

重大事態に該当するか否かの判断は、重大被害の発生時を基準にして行う。調査を通じて、事後的に、いじめがあったとの事実が確認されなかったり、いじめはあったものの重大被害との因果関係は認められないと判断に至ったりしたとしても、そのことにより遡及的に重大事態への該当性が否定されるものではない。

３ 「認める」

「認める」とは、「考える」ないし「判断する」の意であり、「確認する」「肯認する」といった意味ではない。よって、学校等が、いじめがあったと確認したりいじめと重大被害の間の因果関係を肯定したりしていなくとも、学校等が重大事態

として捉える場合があり、調査した結果いじめが確認されなかったり、いじめにより重大被害が発生した訳ではないという結論に至ることもあり得る。

4 「疑いがある」か否かの判断に関する留意事項

基本方針においては、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき（児童生徒及び保護者が法に定める重大事態の規定を認識していないことも想定されることから、申立てに重大事態という言葉がなくても、申立内容から同等の状況が類推できる場合を含む）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる」ものとされている。これは、判断主体はあくまでも学校等であるから、学校等が、いじめの実行行為と重大被害の発生との間に因果関係が存在しないと判断した場合やそもそも対象児童生徒に対するいじめがなかったと判断した場合には、通常は重大事態として扱わないものの、児童生徒や保護者から上記の申立てがあったときは、疑いが生じたものと解さざるを得ないため、重大事態に該当するとの判断を下す必要があることを明らかにしたものである。

なお、基本方針の当該記載が適用されるためには、児童生徒や保護者からの申立内容が「いじめにより」重大被害が生じたというものである必要があり、学校は、この要件を満たすも仕立てがあった場合は、重大事態として対応する。

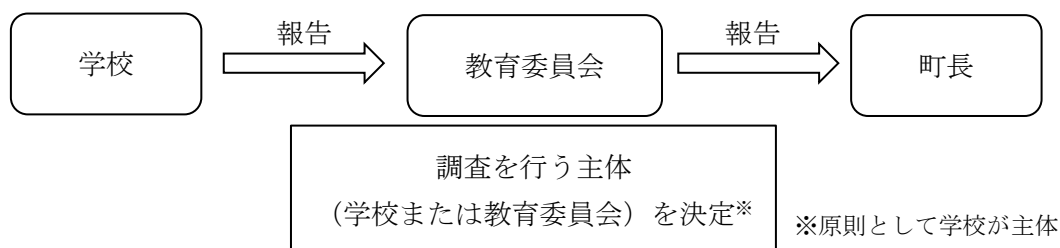
第4章 重大事態発生時の対処

1 重大事態発生の報告

(1) 報告先

学校は、重大事態が発生した場合、或は、重大事態に該当すると認めたときは、事態発生について、(2)の内容により直ちに教育委員会に報告する。また、教育委員会は、これを町長に報告をする。

重大事態発生の報告



(2) 報告内容

- ① 対象児童生徒の氏名、学年、性別等
- ② 重大被害の具体的内容
- ③ 報告の時点における対象児童生徒の状況
- ④ 重大事態に該当すると判断した根拠
- ⑤ 備考

様式 1			
重 大 事 態 発 生 報 告 書			
年 月 日			
東庄町教育委員会 様			
東庄町立〇〇小（中）学校長			
〇 〇 〇 〇 印			
このことについて、下記のとおり報告します。			
記			
1	対象児童生徒		
	学年組	氏名	性別
2	重大被害の具体的内容		
3	報告の時点における対象児童生徒の状況		
4	重大事態に該当すると判断した根拠		
5	備 考		

2 調査主体と組織

(1) 調査主体

調査の主体は、教育委員会又は学校とする。どちらを主体にするかは、重大事態への対処や保護者の訴え等を踏まえて、教育委員会が決定する。（原則として学校を調査の主体とする）

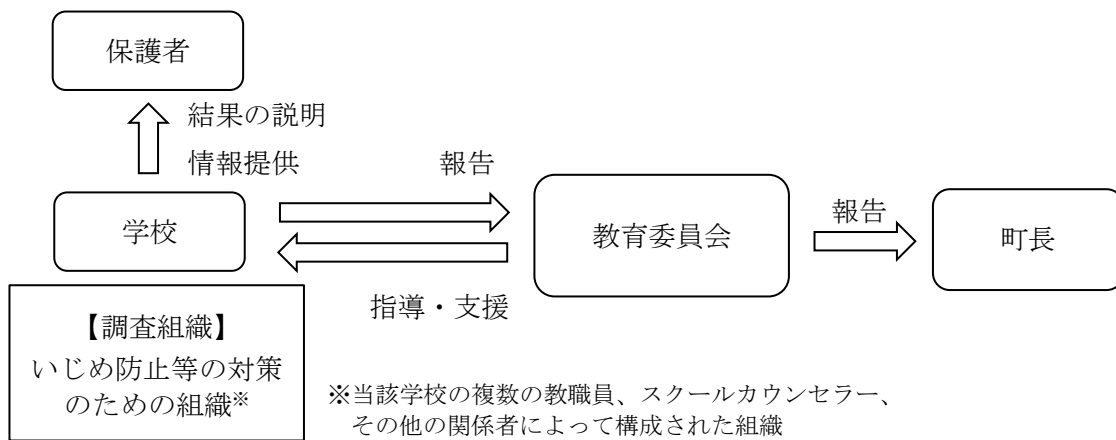
(2) 調査の組織

学校の調査主体となる場合は、法第22条により、いじめ防止等の対策のための組織（当該学校の複数の教職員、スクールカウンセラー、その他の関係者によって構成された組織）を調査のための組織と位置付ける。

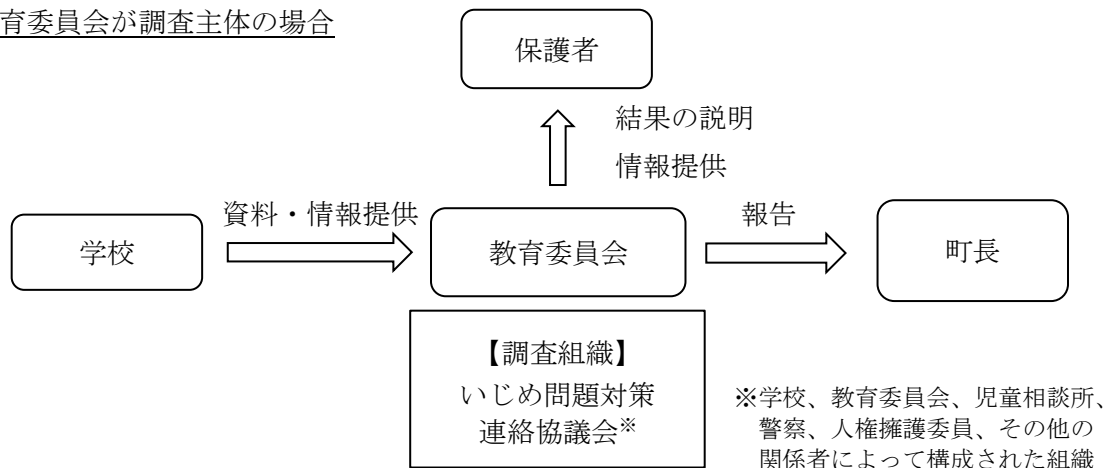
教育委員会が調査主体となる場合は、法第14条により、いじめ問題対策連絡協議会（学校、教育委員会、児童相談所、警察、人権擁護委員、その他の関係者によって構成された組織）を調査のための組織と位置付ける。

調査主体と組織

学校が調査主体の場合



教育委員会が調査主体の場合



3 調査の実施

(1) 調査の目的

調査の目的は下記のような「事実関係を明確にする」ことである。

- ・いじめの行為が、いつから、誰から行われ、どのようなであったか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係上の問題はどうか

この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきであること、調査自体が民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないこと、学校とその設置者が事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであること、などに留意する必要がある。

(2) 調査の方法

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。

いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴き取り、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。主に在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。

4 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
なお、適時・適切な方法で経過報告があることが望ましい。

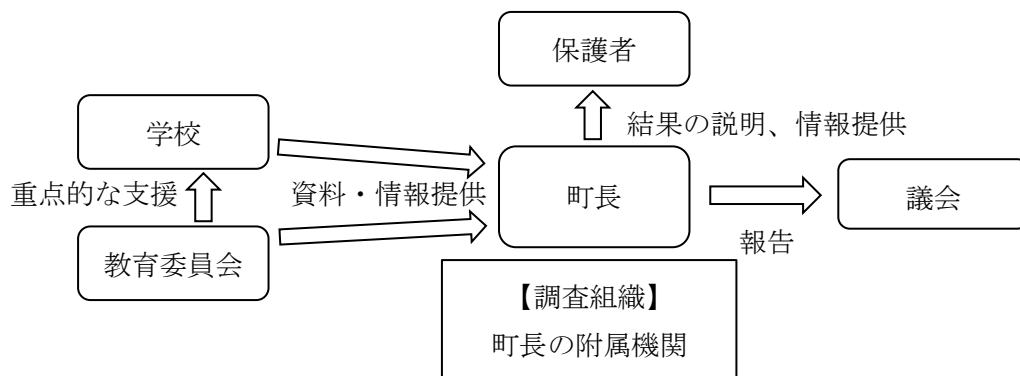
(2) 児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受ける。教育委員会または学校は、文書を調査結果の報告に添えて町長に報告する。

5 再調査及びその結果を踏まえた措置等

調査結果を受けた町長は、必要があると認めるときは調査結果について調査を行う（再調査）。

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

再調査 ※第一次調査が教育委員会 再調査が求められたとき



東庄町 いじめ防止等のための基本方針

この方針は、国もしくは県の基本方針改訂等に合わせ、見直しと改訂を行う。

平成30年12月作成

【参考資料等】

いじめ防止対策推進法の公布について（通知） 25文科初第430号
（文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長 平成25年6月28日）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（文部科学省初等中等教育局児童生徒課 平成25年7月）

いじめ防止対策推進法（概要）
（文部科学省初等中等教育局児童生徒課 平成25年7月）

いじめ防止対策推進法 基礎資料と対応のポイント
（文部科学省児童生徒課 平成26年4月）

いじめ防止対策推進法「重大事態」の解説（案）
（文部科学省 平成28年3月）

いじめの防止等のための基本的な方針
（文部科学大臣決定 平成25年10月11日）
（最終改定 平成29年3月14日）

千葉県いじめ防止基本方針
（千葉県・千葉県教育委員会 平成26年8月20日）
（最終改定 平成29年11月15日）

学校いじめ防止基本方針策定の手引き
（千葉県教育庁教育振興部指導課 平成30年度）

教職員向けいじめ防止指導資料集・教職員版いじめ防止啓発リーフレット
（千葉県教育庁教育振興部指導課 平成27年2月6日）

重大事態対応フロー図
（秋田県総合教育センター）

児童等に関する重大事態調査検討委員会資料「重大事態への対処」
（札幌市 平成27年3月）

松伏町いじめの防止等のための基本方針
（松伏町・松伏町教育委員会 平成28年4月）